

令和7年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月8日(採決)

令和7年 第4回 定例会 会議録

日時 令和7年12月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長補佐	有隅恵子
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、田中健康課長が病気療養のため、有隅課長補佐が代理で出席しております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について〕」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第69号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算第6号について〕」本議案は、8月の大雨で発生した農業用施設災害復旧のため、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ155億211万5,000円とするものです。

歳出における事業では、災害復旧費において、農業用施設災害復旧費1,100万円の増額。

歳入では、普通交付税390万円、町債710万円を増額補正するものです。

また、地方債補正といたしまして、災害復旧事業債を5,350万円に限度額を変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11、全員賛成と認め、よって議案第 69 号は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 71 号「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 71 号「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」本議案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和 7 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、本町において令和 8 年度から乳児等の通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があり、こうした中「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する」とされているとおり、こ

ども基本法（令和4年法律第77号）に規定された基本理念を踏まえ、保育所等に通っていない子供も含め、全ての子供の育ちを応援し良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものです。

この条例については、公布の日から施行されます。

執行部の説明では、対象となる子供については、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする。

実施施設については、児童福祉法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施することができる。また、対象となる子供の利用可能時間は、子供1人当たり月10時間を上限とした上で、子供の年齢に応じて、また、障がい児・医療児ケアなど、加算について一人1時間当たりの単価を設定するとのこととなります。

当委員会で質疑がありましたので紹介いたします。

「通園は町内町外問わないのか」との質問に対し、「町内に限るが、広域での利用は他園との兼ね合いになる」とのこと。

次に、「保育士が不足しているが、今後利用が増えると町として保育士の確保の対策は」との質問に対し、「町の退職された方等に案内し、数名の雇用はあるがまだ厳しい状況があるので、保育園でも対策検討している。しかし、現状は保育士不足の解消にはつながっていない」との回答でありました。

次に、「ひと月10時間の利用時間だが通園希望日はどのように決まるのか」との質問に対し、「保育園の空き状況を確認の上、事前に双方で協議する」との回答でした。

次に、「利用料金は全国一律なのか」との質問に対し、「国の指針では、保護者負担金300円程度が目安であるが、各自治体の状況に応じてになる」との回答でした。

次に、「これまで一時預かり制度も存在しているが、併用して行われるのか」との質問に対し、「一時預かり事業も大事な制度であり、通園支援事業は保育園に通っていない0歳児から3歳児未満が対象で利用される方が異なるため、併用していく」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 72 号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 72 号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、令和 7 年 6 月 4 日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が公布され、最近における物価の変動等を鑑み、選挙運動の公費負担額が引上げられたことに伴い、本条例においても、法令と同程度の公費負担額を引き上げることにより、選挙運動等の公平を期すため改正するものとすることです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑・討論はございませんでした。

審議の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 73 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 73 号「篠栗町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」本

議案は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものであります。

前者の改正の主な内容は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、第33条の10第1項と表記する必要があるため、条例の改正を行うものであります。

幼保連携型認定こども園や幼稚園は、認定こども園法において入園児虐待の防止に係る規定が創設され、児童福祉法における被措置児童等虐待と同等の虐待防止措置が講じられます。入園児虐待にあたる行為は、被措置児童等虐待に当たる行為とは別に、認定こども園法第27条の2第1項で定められ、行為の内容は被措置児童等虐待ですので、これを引用する形で改めるとのことであります。

後者の改正の主な内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるとき、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることで、この場合において保育所等の長はその乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならないこととするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 74 号「工事請負変更契約の締結について〔勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 5 及び日程第 6 の議案第 74 号及び議案第 75 号の 2 議案につきましては、関連議案でございます。会議規則第 37 条の規定によりまして、一括議題とし 2 議案を一括して委員長報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、議案第 74 号及び議案第 75 号の 2 議案を一括して議題といたします。

当該 2 議案は文教厚生常任委員会に付託しておりますので、2 議案一括して委員長の報告を求めます。

吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 74 号「工事請負契約の締結について〔勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕」及び、議案第 75 号「工事請負契約の締結について〔北勢門小学校屋内運動場長寿命化改修工事〕」を一括にて報告いたします。

議案 74 号は勢門小学校、議案第 75 号は北勢門小学校、それぞれの屋内運動場長寿命化改修工事の変更契約締結であります。

本議案は、勢門小学校及び北勢門小学校の屋内運動場長寿命化改修工事について増額の変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

変更契約金額は、勢門小学校 1,008 万 4,800 円の増、総額 3 億 7,286 万 4,800 円。

北勢門小学校 751 万 6,080 円の増、総額 3 億 3,212 万 5,200 円。

執行部の説明では、両施設ともに老朽化施設改修のため、工事着工後に内外装の撤

去や現場での精査を行った結果、当初把握できなかった劣化した構造物が発見・確認され、それらに対し必要と判断した改修やシロアリ対策等を実施するものであります。

勢門小学校では、入り口のタイルについては、当初、老朽化したタイル及び配管工事等で張替えが必要な範囲のみ改修する計画であったが、全面改修しなければ、色がまばらになること、既存タイルは表面に凹凸がなく、改修により転倒の防止をするため入り口タイルの全面改修を行うもの。スクリーンの使用安全管理及び視覚を良好にするため、体育館に常設の大型スクリーンを新設するものであります。

北勢門小学校においては、工事着工後に入り口側天井内装を撤去した結果、屋根が老朽化していることを確認し雨漏り等の原因になるため必要な改修を行うもの及び既存校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の屋根下が腐食しており、必要な改修を行うものであります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「追加の改修工事は、当初設計に入っていなかったことで、危険ということで改修するのか」との質問に対し、「工事を進める段階で施工業者や施工管理業者からの助言によるもの」との回答でありました。

次に、「変更金額の内訳は」との質問に対し、「シロアリ駆除は約300万円、入り口タイル約100万円、北勢門小学校の渡り廊下の改修が約200万円、その他の改修の積み上げとなる」との回答がありました。

次に、「事業費の財源のことで、当初計画では国庫補助金の3分の1が不採択になったということで、起債する旨のことであったが町の負担額は」との質問に対し、「起債には普通交付税として財源措置されるが、町の負担額は現在算出中であるため3月の議会で報告予定である。見込みとして補助金を活用した場合と起債をした場合の比較では、負担はほぼ変わらない」との回答がありました。

次に、「今回の追加工事概要は、当初から工事内容に含むことが分かっていたのではないのか」との質問に対し、「当初の町の方針では、なるべく費用を抑えた形で改修する箇所を最小限にし、不備があるところのみの改修予定だったが、工事を進めていくうちに一部だけではなく、改修する箇所の全体をすることが安全面を考慮し、追加工事が必要と判断した」との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、議案第74号及び議案第75号ともに、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

最初に議案第74号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第76号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第76号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億2,599万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,810万8,000円とするものです。

歳出における主な事業では、総務費においてガバメントクラウドサービス利用料1,350万円、土木費において池の端線道路維持工事2,236万8,000円、教育費において勢門小学校・北勢門小学校の屋内運動場空調設備設置事業2億378万8,000円、3小学校の教室分割に伴う備品購入費1,269万9,000円、災害復旧費において萩尾道遷田地区頭首工災害復旧工事ほか2件、4,610万1,000円などを増額補正し、主な歳入では、地方交付税9,639万2,000円、国庫支出金7,377万8,000円、町債1億4,260万円などを増額補正とするものです。

繰越明許費として、池の端線道路維持工事2,236万8,000円、勢門小学校及び北勢門小学校屋内運動場空調設備設置事業2億378万8,000円。

債務負担行為補正として、庁舎衛生管理業務委託（令和8年度）96万8,000円、協働のまちづくり補助金（令和8年度）200万円、一般高齢者介護予防事業（元気もん教室）（令和8年度）475万2,000円、指定ごみ袋製造業務委託（令和8年度）1,895万9,000円、春らんまんハイキング事業運営委託（令和8年度）750万円、外国語指導助手派遣業務委託（令和8年度から令和10年度まで）2,673万円、小中学校ICT支援業務委託（令和8年度）1,029万6,000円。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、学校教育施設等整備事業10億5,350万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業3,900万円、災害復旧事業6,800万円に変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタン押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第77号「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第77号「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、本議案は、令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に係る債務負担行為を行うものです。

債務負担の内容は、レセプト点検業務委託として令和8年度に324万5,000円を限度額とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(古屋 宏治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第78号「工事請負契約の締結について〔篠栗小学校校舎増築工事〕」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(吉本 文枝) 報告いたします。

議案第78号「工事請負契約の締結について」、本議案は、篠栗小学校校舎増築工事について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、篠栗小学校校舎増築工事。契約の方法は、指定競争入札。契約金額は、5億2,470万円。契約の相手方は、福岡県福岡市博多区空港前五丁目5番5号株式会社飯田工務店 代表取締役 小山田 義人 であります。

工事の概要として、構造は、RC(鉄筋コンクリート)造3階建て。延べ面積は、約986平方メートル。整備室数については、通常教室が6教室の増築工事を実施するとのことであります。

工期は、本契約締結日から令和8年8月31日とのことであります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「工事期間中の教育環境として児童や生徒への配慮は」との質問に対し、「工程会

議を重ね、近隣住民、保護者に手紙を配布する」との回答でした。

次に、「RC（鉄筋コンクリート）造の理由は」との質問に対し、「1階が駐車場になること、2、3階は教室であることを鑑みて、長期耐用できる鉄筋コンクリート造を選定した」との回答でありました。

次に、「契約金額の内訳として、設備は含まれるのか」との質問に対し、「黒板、エアコンなど設備を含めた金額である」との回答でした。

「教室不足であるとのことだが、現在の状況は」との質問に対し、「現在教師の休憩場所も教室にしており、来年度は音楽室にも仕切りをして教室にする予定で、実際に教室はない状況である」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） すいません、ただいま私が篠栗小学校を勢門小学校と言い間違えましたので訂正いたします。篠栗小学校校舎増築工事でございます。失礼いたしました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第79号「工事請負契約の締結について〔合併50周年記念体育館空調設備設置工事〕」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第79号「工事請負契約の締結について」本議案は、合併50周年記念体育館空調設備設置工事について仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は合併50周年記念体育館空調設備設置工事。契約の方法は指定競争入札。契約金額は1億3,799万4,120円。契約の相手方は福岡県糟屋郡篠栗町尾仲一丁目2番16号 株式会社協和設備工業 代表取締役 高倉 拓馬 であります。

工事の概要として、1階の大フロア及び2階の卓球場にエアコンを設置予定とのことであります。

1階の大フロアにつきましては、キャットウォーク下部に天井つり型のエアコン及び送風用ファンを各16個併設し、空気を循環させることで室内の空気の温度差を均一にできるようになるとのことです。

2階の卓球場は、天井カセット型のエアコンを6基設置する予定で吹き出し口にルーバー（風向調整板）を設置し、気流をコントロールすることで競技に影響が出ないようにするとのことです。動力はガスとのことです。

工期は、本契約締結日の翌日から令和8年6月30日とのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

「空調機が設置されることで気流が発生し、競技への影響はあるのか」との質問に対し、「空調機ファンの風向き操作によって調整することで競技に支障が生じないと考えている」との回答でした。

次に、「空調機設置に伴い運用や利用料の変化は」との質問に対し、「現在武道館に空調機を設置しており、コインタイマー式で1時間300円の料金設定にしているため、他団体との動向も確認して使用料を条例において設定を考えている」との回答でした。

次に、「工事期間中、多くのクラブで利用ができなくなるので、なるべく短縮でき

ないか」との質問に対し、「来年1月から3月にかけて機器を設置することになる。また、中学校からは4月から使用したいとの要望もあるので、先に室内の工事を済ませ室外の工事を後にするなど配慮したい」との回答でした。

次に、「体育館は避難所に指定されているが、停電時にはどのくらいの稼働ができるのか」との質問に対し、「ガスが満タンの場合で三日間程度」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第81号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第81号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」本議案は、審査に着手する前に提出者である町長から撤回したい旨の申し出がありました。このことを受け当委員会におきまして協議を行った結果、提出者の議案撤回の申し出を許可することに決定したものです。

以上の理由により本議案について、当委員会として審査を行っておりません。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより本案を委員長報告のとおり議案の撤回を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号は撤回を承認することに決定いたしました。

日程第12、議案第82号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第12から日程第16までの議案第82号から議案第86号までの5議案については、関連議案でございます。会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし5議案を一括して委員長の報告を受け、採決については1議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号から議案第86号までの5議案を一括議題といたします。

当該5議案は予算特別委員会に付託しておりましたので、5議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 8 2 号「令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 8 号）について」、議案第 8 3 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」、議案第 8 4 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」、議案第 8 5 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」、及び議案第 8 6 号「令和 7 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を一括にて報告いたします。

議案第 8 2 号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6,385 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 158 億 9,196 万 1,000 円とするものです。

議案第 8 3 号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 104 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 3,771 万 1,000 円とするものです。

議案第 8 4 号は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 90 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,152 万 8,000 円とするものです。

議案第 8 5 号は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出 84 万 4,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 6 億 3,454 万 5,000 円とするものです。

議案第 8 6 号は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 125 万 7,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 8 億 9,279 万円とするものです。

それぞれの会計の補正の内容は、令和 7 年度人事院勧告に伴う人件費の増額です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、議案第 8 2 号から議案 8 6 号までの 5 議案全て採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） 86 号までですね。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 失礼いたしました、議案 86 号までの 5 議案全て採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

最初に、議案第82号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタン押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認め、よって議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認め、よって議案第 84 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認め、よって議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認め、よって議案第 86 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17、請願第 2 号「『篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設』の廃止撤回を求める請願書について」を議題といたします。

本請願につきましては、文教厚生常任委員長からの報告は、会議規則第 75 条の規定によりタブレットに掲載しております、閉会中の継続審査とする申し出が提出されております。

お諮りいたします。

請願第 2 号について、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第2号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第18、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申し出のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第19、「議員派遣の件」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、タブレットに掲載いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、タブレットに配付しております議員派遣の件に記載したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和7年第4回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」をはじめ条例案4件、「工事請負契約の締結について」2件、「工事請負契約の変更について」2件、「令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)」をはじめ、専決処分の承認を含めた令和7年度補正予算案8件の上程いたしました17議案すべてにつきまして可決・承認頂きましたことに感謝申し上げます。

なお、議案第81号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」は条例内容を一部変更する必要が生じたため、撤回いたしました。

議案第74号、75号「工事請負変更契約の締結について」で御承認いただきました勢門小学校、北勢門小学校の屋内運動場長寿命化改修工事でございますが、工事は計画どおり進捗しておりまして、3月の卒業式には新装になった体育館で両校の卒業生も巣立つことができそうです。どうもありがとうございます。

本定例会での一般質問のなかで、オアシス篠栗温浴施設についてのやり取りをいたしました。私は第3回定例会で御承認いただきました方針を曲げずに、オアシス篠栗という施設が多くの町民の皆様にとって愛され続ける施設となるよう、議会の皆様とともに考えてまいりたいと思っております。新しい施設をつくる、新しい取り組みを始めるといった事業の開始は、議会を含め町民の皆様の御賛同を得られやすいものでございます。私はこの21年間の中で初めて大きな事業の終了に舵を切ったわけでござ

ございますが、その手法についての様々な御意見をいただいているものと承知しております。

今後、篠栗町では、町民体育館、武道館、天空会館など老朽化した施設をどのようにしていくかといった課題に取り組んでいかなければなりません。私もこれまでの議論をしっかりと受け止めて、未来に向かう篠栗町のために方針が固まったならば、議会に御相談し、皆様と一緒に考え具体化することによって、今回のような轍を踏まないよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

私事ではありますが、去る10月3日に、永年町長職にあつて篠栗町自治の発展向上に貢献したとして総務大臣表彰をいただきました。これも偏に、平成16年以降、町長として私を支えていただきました町民の皆様をはじめ、ここに御出席の議員の皆様、歴代の町議会議員の皆様、そして篠栗町職員の後押しがあったからこそとあらためて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

これからも初心を忘れず精進してまいりますので引き続き御指導を賜りますようお願いいたします。

今年も残すところあと3週間余りとなりました。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう御祈念申し上げ、篠栗町議会令和7年第4回定例会の閉会の御挨拶いたします。

長期間どうもありがとうございました。

そして、今年一年どうもありがとうございました。

皆様にとって来年が良い年となりますよう祈っております。

どうもありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

門馬 良

篠栗町議会議員

太郎良 瞳
